

生徒心得

第1章 一般

1. 本校生徒は、教育基本法の趣旨に則って校訓、校則を守り、校風発揚に努める。
2. 身だしなみは、制服等の規定を守り、清潔を保つ。

第2章 校内

1. 部室は、始業前、放課後以外は使用しない。
2. 学校の許可を受けていないポスター等の掲示、あるいは印刷物等の配布をしない。

第3章 教室

1. 授業は、静粛に受け、教科書等は学校に放置しない。
2. 遅刻者は、生徒指導部に届けて手続きをした後に入室し、教科担任およびクラス担任に届ける。
3. 早退しようとする者は、クラス担任に届けた後、生徒指導部に届けて手続きをする。

第4章 校外

1. 警察官または校外補導員、他校の教員から補導を受けた場合は、謙虚に対応し、すみやかにその旨を学校に届け出る。
2. 校外において交通事故またはその他の事故に遭遇した場合は、すみやかに警察および学校に届け出る。
3. 「四ない運動」に基づき、運転免許は取得しない。

- 四ない運動
- ①免許を取らない
 - ②車に乗らない
 - ③車を買わない
 - ④車に乗せてもらわない
- ※バイクも含む

第5章 生徒旅客運賃割引証交付願、アルバイト届出願

1. 生徒旅客運賃割引証（片道101km以上）の交付を希望する場合はクラス担任に届けた後、生徒旅客運賃割引証交付願に必要事項を記入して願い出る。
2. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを希望する場合は、クラス担任や部顧問と相談し、生徒指導部へ届け出る。

生徒のための各種ルール、マナー等

I 制服について

※どのタイプの制服も選択可

冬服



制服 A



制服 B



制服 B (オプション)

夏服



制服 A



制服 B



制服 B (オプション)

制服 A

1. 頭髪

- ・髪型は、流行を追うことなく、奇をてらうことがないようにする。
- ・頭髪は、常に清潔感がある状態に保つ。
- ・パーマ、ヘアアイロン、整髪料などで人工的なクセをつけたり、脱色、染髪等で変色しない。

2. 制服

①冬服

- ・指定されたものを正しく着用し、シャツ出しなどの着崩しや改造を厳に慎む。
- ・登下校時は、指定のブレザーを必ず着用する。
- ・ブレザーのボタンは1個がけを基本とし、フォーマル時には必ずボタンをかける。
- ・指定の長袖カッターシャツ、ネクタイ、スラックスを正しく着用する。
- ・ベルトは黒または茶で、華美でないものを必ず着用する。
- ・ソックスは白、黒のいずれかで、無地またはワンポイントとする。
- ・防寒着については、別途定める。

②あい服（5、10月を目安とする）

- ・冬服に準ずるが、気候に合わせてブレザーの着用は任意とする。
- ・ネクタイは、必ず着用する。

③夏服（6月～9月を目安とする）

- ・指定の半袖開襟シャツ、スラックスが望ましい。
（ブレザー、ネクタイなし）
- ・何らかの理由で半袖ブラウスが着用できない場合は、指定の長袖カッターシャツを着用する。
- ・その他は、冬服に準ずる。

制服 B

1. 頭髪

- ・髪型は、流行を追うことなく、清楚であること。
- ・頭髪は、常に清潔感がある状態に保つ。
- ・パーマ、ヘアアイロン、整髪料などで人工的なクセをつけたり、脱色、染髪等で変色しない。
- ・エクステンションや、華美なリボン等の装飾品を使用しない。

2. 制服

①冬服

- ・指定されたものを正しく着用し、シャツ出しなどの着崩しや改造を厳に慎む。
- ・登下校時は、指定のブレザーを必ず着用する。
- ・ブレザーのボタンは1個がけを基本とし、フォーマル時には必ずボタンをかける。
- ・指定の長袖ブラウス、リボン、スカートを正しく着用する。
- ・ソックスは濃紺、黒のいずれかで、無地またはワンポイントとする。
(変形は認めず、ハイソックスが望ましい)
- ・防寒着については、別途定める。
- ・希望者については、指定のスラックスの着用も認める。その際は、制服 A の制服規定に準ずる。(リボン、ネクタイは、どちらでも良い)

②あい服(5、10月を目安とする)

- ・冬服に準ずるが、気候に合わせてブレザーの着用は任意とする。
- ・リボンは、必ず着用する。

③夏服(6月～9月を目安とする)

- ・指定の半袖開襟ブラウス、スカート(またはスラックス)の着用が望ましい。(ブレザー、リボンなし)
- ・何らかの理由で半袖ブラウスが着用できない場合は、指定の長袖ブラウスを着用する。
- ・その他は、冬服に準ずる。

制服 A、B 共通

1. 通学靴は、必ず携行し、華美でないものとする。
2. 通学靴は、白を基調とした運動靴、もしくは黒のローファーとする。
(フォーマル時にはローファーが望ましい)
3. 上履きは、指定されたスクールサンダルを使用する。
4. 防寒着は以下の通りとする。
 - ①セーター、ベスト、カーディガンの形態はすべてVネックとし、色は黒、濃紺、チャコールグレーのいずれかで無地のものとする。これらは必ずブレザーの下に着用し、襟や袖や裾からはみ出さないよう注意する。
 - ②制服の上に着用する防寒着は華美でないものとし、登下校時以外は着用しない。
 - ③ストッキングとタイツはベージュか黒で、いずれも無地のものとする。
5. 装身具（ピアス、指輪、ネックレス、ペンダント、ブレスレット等）は、使用しない。
6. 色つきリップクリーム、マニキュア、香水、マスカラ等、化粧品は使用しない。
7. 眉毛、まつ毛を加工しない。
8. カラーコンタクトの使用は認めない。
9. 気候、天候に応じて若干の変更を指示することがある。

制服の追加購入等について

1. 制服等の追加購入、修理、補修については、本校指定の小売店で直接購入、依頼する。

Ⅱ 自転車の利用について

1. 自転車の点検と整備

自転車に乗る前には、必ず点検・整備を行わなければならない。

※自転車安全整備店で点検整備（有料）を受け、T Sマークが添付された自転車を 사용할ことが望ましい。

2. 自転車に乗る時の注意点

①自転車は、原則として車道の左側を通行し、ヘルメットを着用することが望ましい。

②スピードの出し過ぎや並列走行等、他の道路利用者に迷惑をかける。

③自転車を、道路や駐輪禁止場所、店舗や施設の駐輪場等に放置しない。

④次のような運転は、道路交通法違反に相当し、特定の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられる場合がある。

- ・ 信号無視や一時不停止
- ・ 自転車の通行が禁止されている道路や場所での通行
- ・ 歩行者用道路や路側帯、歩道での歩行者妨害等
- ・ 車道の右側通行等
- ・ 遮断踏切への立入り
- ・ 信号のない交差点等での左方車優先妨害等
- ・ 交差点右折時の直進車や左折車の進行妨害
- ・ 環状交差点での進行妨害等
- ・ ブレーキ不良等の自転車の運転
- ・ 安全運転義務違反（傘さし、イヤホンや携帯電話をしながらの走行）

3. 通学で校内に自転車の乗り入れを許可する条件

①使用自転車は以下の条件に合致したものであること。

- ・ 両立てスタンドであること。
- ・ 二重ロックが可能であること。
- ・ 夜間照明用のライト、および反射板が付設されていること。
- ・ 改造がないこと。
- ・ 安全な自転車であること。

②防犯登録がなされていること。

③学校が実施する自転車点検を必ず受けること。

④雨天時に自転車を使用する際には雨合羽を着用すること。

Ⅲ 情報機器（携帯電話・スマートフォン等）の校内使用について

1. 保護者との話し合いのもとで家庭のルールを定め、それを遵守する。
2. 必ずフィルタリングを施した状態で使用する。
※青少年インターネット環境整備法、岐阜県青少年健全育成条例
3. 校内に持ち込んだ情報機器の管理は、生徒本人の責任で行う。
4. 学校での使用規則を遵守する。主な使用規則は以下の通り。
 - ①朝、校内に入ってから帰りのS H R後の掃除が終了するまでの間、電源を切って適切に管理する。
 - ②校内で使用を認める機能は、「電話」「メール」「SNS等」の機能のみとする。
 - ③使用可能時間帯であっても、2号館1階での使用は、終日禁止する。
 - ④定期考査中においては電源を切って鞆に入れ、廊下に出すこととする。
※教室内への持ち込み禁止。
 - ⑤関係する法律を遵守する。
 - ⑥いかなる設定のもとであっても、メール、SNS等（ライン、インスタグラム、ツイッター、掲示板等）で、誹謗中傷、名誉毀損、著作権や肖像権を侵害する内容、反社会的な内容等の書き込みをしない。
 - ⑦いかなる設定のもとであっても、メール、SNS等（ライン、インスタグラム、ツイッター、掲示板等）で、個人や学校が特定されたり推測される恐れのある情報（氏名、生年月日、顔写真、住所、学校名、クラス部活動や学校活動等）を掲載しない。
 - ⑧校内に限らず、使用する際にはマナーを守る。
※歩きながらの使用や、場をわきまえない使用をしない。
 - ⑨上記の使用規則に違反した場合は、学校が定める指導に従う。
5. 情報機器の校内使用にあたっては、以上の事項を遵守することを記した「情報機器（スマートフォン・携帯電話等）の校内使用について」を提出する。

Ⅳ バス、電車等の利用について

1. 乗務員の指示に従い、危険防止のため黄線の内側には入らない。
2. プラットホームでは階段下付近で立ち止まらず、分散乗車に協力する。
3. 車内はもちろん、駅や停留所でもマナーを守り、一般の利用客に迷惑をかける行為を絶対にしない。

V 交通事故発生時の対応について

1. 事故を起こした時

- ① 二次被害を防ぐとともに、他の交通の妨げにならないよう、必要な処置を行う。
- ② 必要があれば救急に連絡し、負傷者を救護する。ただし、負傷者はむやみに動かさず、特に頭部に傷を負っている場合は、絶対に動かさないこと。
- ③ 事故の状況（発生場所や被害状況等）を警察に連絡し、指示を受ける。

2. 被害者になった時

- ① 軽い怪我でも必ず警察に届け、外傷がなくても医師の診断を受ける。
- ② 加害者の運転免許証や自動車賠償責任保険加入証明書などを見せてもらい、住所、氏名、連絡先、保険会社名などを確かめておく。

3. 現場に居合わせた時

- ① 自分の身の安全確保を最優先とし、可能であれば負傷者の救護、事故現場の保存、更なる危険防止に努める。
- ② ひき逃げ事故を見かけた時は、負傷者を救護するとともに車のナンバーや特徴を確認し、警察に通報する。

4. 連絡

- ① 上記 1～3 の場合、すみやかに担任または学校に届け出る。

規定の改正又は廃止について

1. 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
2. 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
3. 校長は、学校運営協議会や職員会議での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
4. 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒や保護者に説明するものとする。